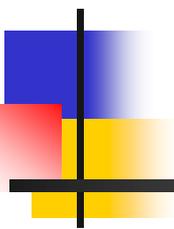


# ISPM採択以外のCPM4報告事項 とISPM策定手続



---

農林水産省

消費・安全局 消費・安全政策課

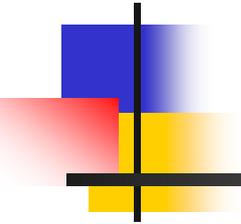


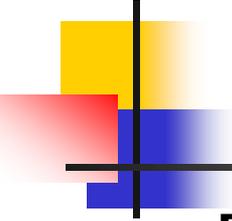
# 伝えたいこと

---

- PFAの国際認証のCPM-4検討結果
- ISPM策定手続
  - ISPMワーク・プログラム
  - Extended time schedule

# PFAの国際認証の CPM-4検討結果





# PFAの定義 (ISPM No.5)

- PFA: Pest Free Area

ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、適切な場合、この状態が公的に維持されている地域。

## 例：植物防疫法施行規則別表2

地域	植物	対象とする検疫有害動植物
・・・オーストラリア(タスマニアを除く)・・・	・・・なす科植物、ばら科植物・・・の生果実	チチュウカイミバエ

我が国は、タスマニアをチチュウカイミバエのPFAと認めている。



# 国際認証の検討経緯

---

- 2005年、国際認証の実用性について検討することを決定。
- 2006年、当該検討グループの検討事項(TOR)を決定。
- 2008年7月、公開作業部会(OEWG)を開催し、検討。
- 2008年10月、OEWGの検討結果をSPTAで検討。

# CPM-4における検討結果

- リソース不足を考慮すると、認証手続きを作成することは非現実的。
- IPPに、締約国が定めたPFAについての情報を掲載するためのプラットフォームを作成することが望ましい。



- 認証手続きについては、作業を進めず、各国が設定したPFAについての情報をIPPに掲載することが出来る旨、合意された。

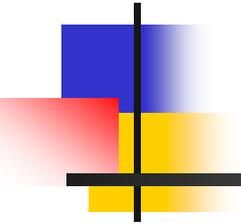
# OIEの公式認定

- OIEは、1996年より各国からの要請に基づき、特定の疾病について清浄性の認定（有料）を実施。

- 口蹄疫 1996年～
- 牛疫 2000年～
- 牛肺疫 2001年～
- BSE 2004年～



# ISPM策定手続



# ISPM策定に関わる組織

植物検疫措置に関する委員会  
(CPM:総会) 

加盟国を構成員とする  
最高意思決定機関

戦略計画及び  
技術支援に関  
する非公式作  
業部会 (SPTA)



基準委員会(SC)



各地域を代表する25名  
の**専門家**(オブザーバー  
参加可)

テクニカルパネル  
(TP)

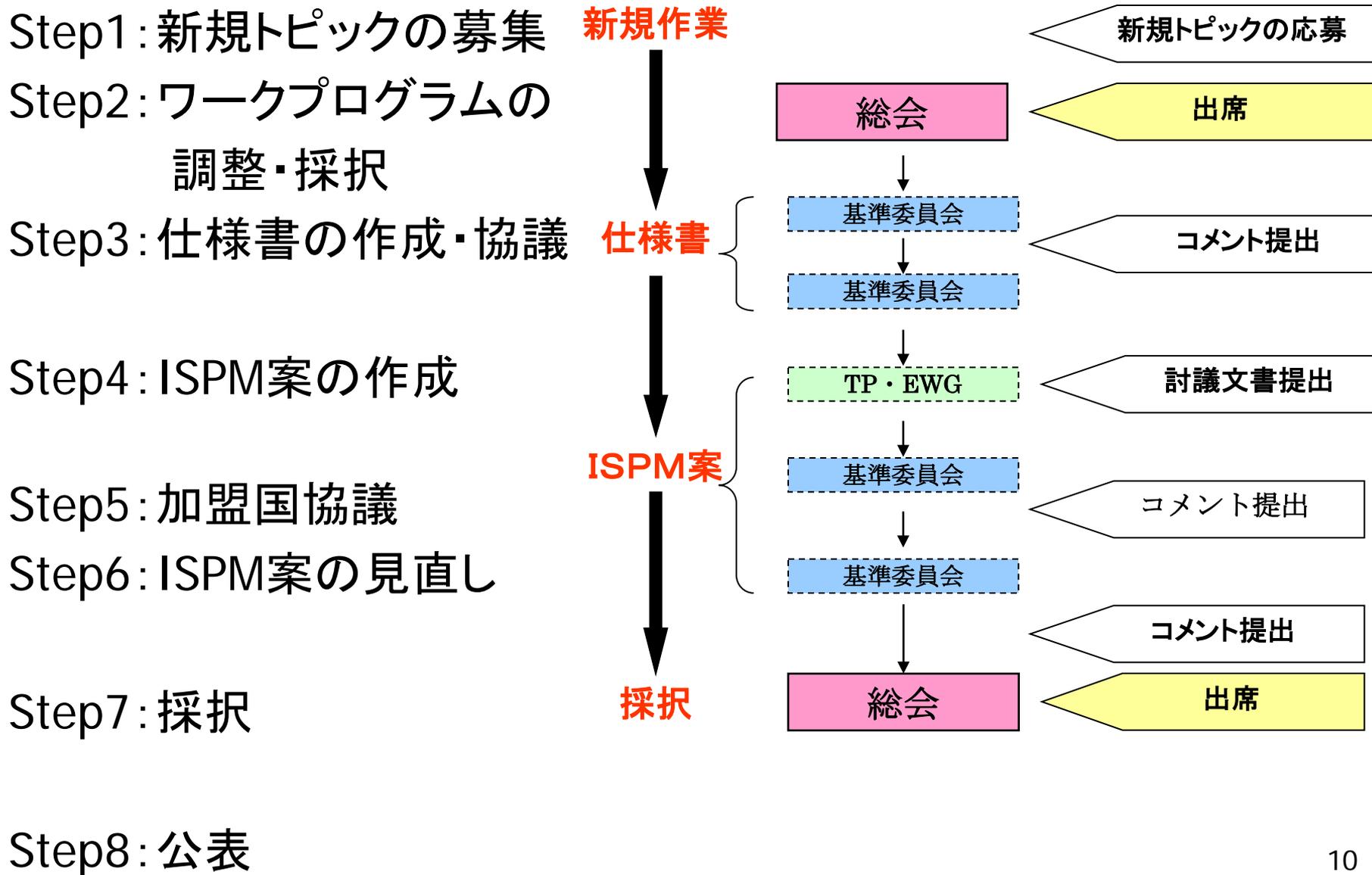
TPPT(処理方法)   
TPFF(ミバエ)   
TPFQ(森林検疫)   
TPDP(同定手続)  
TPG(用語)

専門家作業部会  
(EWG)

・各トピック毎に組織

各国・地域機関の  
**専門家**(6~10名)

# 策定手続





# ISPMワーク・プログラム

			優先順位	策定プロセス
Step 3	仕様書作成中	12	H:5、N:7	R:12
Step 4	ISPM案作成中	52	H:15、N:37	R:17、S:35
Step 5	加盟国協議中	12	H:10、N:2	R:3、S:9
Step 6	ISPM案見直し中	8	H:8	R:2、S:6
	計	84	H:38、N:46	R:34、S:50

H: ハイ・プライオリティー

N: ノーマル・プライオリティー

R: レギュラー・プロセス

S: スペシャル・プロセス



# 新規トピック

---

- Step1:新規トピックの募集
  - 募集:2年ごと
  - 応募者:加盟国の他、TP、国際機関も応募できる。
- Step2:ワークプログラムの調整・採択  
(トピックの選定基準に照らして検討される。)
  - 新規トピック(タイトルのみ)
  - 優先順位(High又はNormal)
  - 策定プロセス(レギュラー・プロセス、スペシャル・プロセス)

を決定



# Extended time schedule

---

- SCによるコメント集約・検討期間の確保を考慮して、**Step5加盟国協議の翌年以降**にCPM提出承認を行う。(現在協議中のISPM案は、**CPM-6以降**に提出される。)
- 但し、優先度が高い・加盟国コメントがとりまとめやすいと判断されたISPM案及び、スペシャル・プロセスによるISPM案は、**CPM-5**に、提出される可能性あり。